**中小企業の設備投資に適用される**

 **優遇税制に係る 「証明書」 発行について** 2019/11/14

**中小企業等 経営強化法**の下、H29年度より2年間 (Ｈ31/3月末迄)の期限で適用されてきた、中小企業事業者の設備投資に対する税制優遇措置がH31/4月から下記のとおりとなります。

1) 「固定資産税特例(H29/30税制)＝取得設備の固定資産税を1/2 に減免。🡺**Ｈ31年/3月末で終了**(予定通り)

 2) **「中小企業　経営強化税制」** ＝即時償却か、法人税額控除の選択 **🡺 2年間延長。** **(2021年/3月末迄有効)**

 これにより、**H31年/4月～R3(2021)年/3月末迄**、中小企業の設備投資に対し、以下二つの優遇税制が有効となります。

当工業会では、測量機器（とそれを含むシステム）に関して、これらの二つの制度での認定申請に添付する**「証明書」**を発行します。（証明書はどちらの制度の認定申請にも添付できる 共用の書式で発行されます。）

●購入機器に対する要件(＝生産性向上機器、30万円/1台以上、発売後6年以内（器具備品）)や、必要書類、手続き手順などは、これ迄通りで、変更はありません。

●①、②共に、認定は、**設備を購入する(納品される)前**に受けることが原則です。

 但し、**①については、例外として、設備購入後、60日以内に申請**すれば認定されます。

●①、②は独立した制度であり、それぞれの計画策定、申請し、認定を受けることで各々対応する優遇措置を受けられます。

 ①、②両方での認定を受けていれば、一つの購入案件に対して、両方の優遇措置を受けることができます。

1. **「中小企業等 経営強化法」**の下、**「中小企業　経営強化税制」**

◆優遇措置： **即時償却か、法人税額控除の選択** (会社の税務申告時)

**「経営力向上計画」**を策定、「**認定」**を申請 (購入予定設備の**「証明書」**を添付) して、**取得**しておく。

(🡺詳細は、後述の説明を参照ください。)

1. **「生産性向上 特別措置法」**の下、**「固定資産税 特例(H30年度税制)」**

◆優遇措置： **固定資産税を🡺 “0” に減免。** (購入後、固定(償却)資産の申告3回分で)

**「先端設備導入計画」**を策定、「**認定」**を申請 (購入予定設備の**「証明書」**を添付) して、**取得**しておく。

(🡺詳細は、当会ホームページへの下記リンクを参照ください。)

<http://www.jsima.or.jp/notice/2018/07/-h306.html>

1. **「中小企業等 経営強化法」**

H26年度に、それまで既に存在していた中小企業向けの優遇税制を取り込む形で**「中小企業等 経営強化法」**が施行されました。この法律の下、中小企業の「経営力向上」を図るため、自社の **「経営力向上計画」 を策定・申請し、認定された**中小事業者は、その計画を実行するのに必要な、金融支援、税制措置、法的支援を受けられます。

この内、必要な設備投資に対しては、**「中小企業 経営強化税制」**によって、優遇措置を受けることが出来ます。

また、H31年度からは、これ迄の、設備投資への**税制優遇**、事業に必要な資金調達への**金融支援**に加えて、**事業継承**

を行う際の許認可の承継など、**法的支援**も追加されました。詳しくは、以下を参照ください。

**🡺「経営力向上手引き 策定の手引き」 (Ｐ1～2)**

 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190719tebiki.pdf>

本制度に関する詳しい説明が中小企業庁HPに掲載されており、本資料の中でも、又、最後部にも、同庁掲載資料のURLにリンクをしていますので、詳細についてはそれらも合わせて参照して下さい。

1. **「中小企業 経営強化税制」**

「中小企業等 経営強化法」の下、「経営力向上計画」 の認定を受けた中小企業者の設備投資に対する優遇税制

です。

1. 対象設備

**「器具・備品」**（＝測量機器・システム類がこれに分類される）も対象です。

2）対象業種

 一部の業種は含まない**「指定事業」**が対象業種で、測量の関係する以下も対象です。

 **「建設業」**

**「技術サービス業」**（＝土木建築サービス業、測量業者を含む）

「**専門サービス業」**（＝土地家屋調査士業者を含む）

3) 適用期間：

当初、29/4月～H31/3月末の期限でしたが、

🡺 **2年間延長され、(～R3年3月31日迄)の購入分**に対して適用されます。

**＜設備要件＞**

 対象となるのは、以下の要件を満たす設備です。

1) **6年以内に販売開始**されたモデル （＝「器具備品」（＝測量機器類を含む）の場合）

2) **生産性向上が1％以上**(年平均)のモデル （一世代前のモデルに比べて）

（但し、最新モデルでなくともよい。 新品に限る。）

3) **30万円/1台**以上 (＝「器具備品の場合」)

★工業会が発行する証明書は、 **「生産性向上設備 (A類型)」** として申請する場合に添付して利用できます。

**<受けられる税制措置＞**

**●「中小企業 経営強化税制」**

* 1. **即時償却 -------** 設備の取得価額 又は、
	2. **法人税額控除 ----- 取得価額の7%** (資本金3,000万円以下の事業者は**10％)**

 **＊但し、法人税額の「20％」が上限。**

 ＊リース (ファイナンスリース)を利用の場合でも、税制措置を受けられます。

a) ファイナンスリース(所有権移転タイプ) --- 購入するのと同様で、上記の**①、**或いは**②**のどちらかを選択して受けけられます。

b) ファイナンスリース(所有権移転外タイプ) --- 上記②の 「**税額控除」の措置のみ**受けられます。

 リース資産額(=リース料月額xリース期間に相当)を基に、**「税額控除の措置」** を受けられます。

**<手続きスキーム＞**

「中小企業等 経営強化法」　での優遇措置を受けるためには、概略以下の手順で進めます。

1. 中小企業事業者は、まず、**「経営力向上計画」、「申請書」** を策定。

（＝設定する計画期間で、自社の労働生産性をどれだけ伸ばすかの目標を設定）

この計画書には、購入予定する設備の型式、金額等を記入すると共に、その設備の**「証明書」** (=メーカーと工業会で発行)を添付する。

**＊「証明書」の発行は、メーカーに依頼します。**

1. 上記**「経営力向上計画」、「申請書」に、「証明書」** コピーを添付して、🡺**主管官庁**窓口へ提出申請します。
2. 審査され(標準で1ヶ月程度かかる)、通ると、**「認定書」** が送付されて来ます。
3. 中小企業事業者は、設備を購入する（＝納品を受ける）ことができます。
4. 後に、会社の決算後、税務申告をする際に、これらの**「経営力向上計画」、「証明書」、「認定書」等のコピー**を提出することで、上述 ①、或いは②の、税制措置を受けることができます。

下図は、一連の手続きの流れです。

**●購入の場合**

業種により主管省庁窓口が異なる。

●**建設業、測量業** → 国交省 各地方整備

●**土地家屋調査士** 　→ 法務省 民事局 第二課

 司法書士・土地家屋調査士係

主務大臣

(主管省庁)

経済産業省

**⑧ 税務申告**

所轄の税務署

**中小企業事業者等**

**(設備のユーザー)**

**➄ 計画の認定を申請**

➂ 証明書発行

**➆ 設備取得(購入)**

●経営強化税制

② 証明書発行申請

**① 証明書発行依頼**

(1) ファイナンスリース(＝所有権移転 リース)の場合、上記購入の場合と同じ手続きとなります。

 (2) ファイナンスリース(＝所有権移転外 リース) の場合

所有権はリース会社にありますが、リース料を出費することに対し、この制度での優遇（税額控除のみ）が受けられます。

ユーザーは、リース契約を申し込み、リース会社から、リース料金の**「見積書」** を入手します。

そこに示される、**リース資産の総額** (=リース料月額ｘリース期間 にほぼ相当) を、「経営経営力 向上計画」の中の、設備の金額欄に記入して、認定を申請します。

このリース料の総額が、あたかも購入する場合の取得額のようにみなされ、購入後の法人税務申告の際に、**税額控除**を受けることができます。

**●ファイナンスリースを利用する場合**

⑥ 計画認定/認定書発行

設備メーカー等

工業会

定期報告

**④ 証明書入手**

設備メーカー等

工業会

定期報告

④ 証明書入手

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 図中のNo. | 実行者 | アクション |
|  **①** | ユーザー(中小事業者)  |  | **「証明書」の発行を依頼。**「経営力向上計画」に含める購入予定設備について、その設備のメーカーに発行を依頼します。  🡺[「工業会証明書 取得の手引き(H30/7/16更新)」](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190716kougyoushoumeitebiki.pdf)　　 🡺 [工業会証明書様式](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190604kougyoushoumei.pdf) (サンプル) H30/6/4) \* 日本測量機器工業会の様式がありますので、お問合せ下さい。メーカーは、その設備が要件を満たして「証明書」発行が可能かを確認します。 |
|  **②** | メーカー |  | 1) 個々の設備の**「チェックシート」、その他チェックに必要な書類を工業会へ送付。**  🡺 [工業会「チェックリスト」様式](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160701kougyoucheck.pdf) (サンプル) \*記載の仕方については、日本測量機器工業会へお問合せ下さい。＊過去にチェックシートを提出した機種については、既に要件を満たすこと判定済ですので、**再提出は不要です。**1. ユーザーの個々の購入案件ごとに**「証明書」データ**を作成、工業会へ送信。

 🡺 [工業会証明書様式 (サンプル)](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2018/180618kougyoushoumei.pdf)🡺 記載例「証明書」、「チェックリスト」(サンプ[ル)](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2018/180618kougyoushoumeikisai.pdf) \* 日本測量機器工業会の様式がありますので、お問合せ下さい。 |
|  **③** | 工業会 |  | * + - * 1. それらをチェックして、その設備が要件を満たすかチェックして登録。
				2. 「証明書」に工業会の捺印をして発行(未完)。 メーカーへ送付。
 |
|  | メーカー |  | **「証明書」**にメーカーの捺印をして完成。  **「証明書」**原本をユーザーへ送付。 |
|  | ユーザー |  | **「証明書」**を入手 |
|  **➄** | ユーザー |  | (1) **「経営力向上計画に係る認定申請書」（＝「経営力向上計画」含む）**を作成。 ＊申請書の書き方に関する詳しいガイドは、以下を参照下さい。 [🡺 「経営力向上計画 策定の手引き(Ｈ31/7/19版)」](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190719tebiki.pdf) 1. 「経営力向上計画 認定申請書」書式 (Word) (下記リンクからダウンロード)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190716shinseisyokinyuyou1.docx>1. **計画策定、申請書作成について (4頁～8頁)**　を参照下さい。
2. 計画書の中で事業分野別に示されている 「**指針」** のどれに該当するかを記す箇所があります。 下記を参照して下さい。

🡺[事業分野別の指針の概要(R1/9/30更新)](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190930shishingaiyou.pdf) 🡺[事業分野別の指針 建設業 (H31/4/24更新)](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190424shishinbunya12.pdf)🡺[認定申請書記入例 (建設業の例) (R1/7/16更新)](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190716kisaireikensetu.pdf)   **\* 技術サービス業（測量業含む）専門サービス業(土地家屋調査士)では、****この指針は示されていないので、参照先を記入する必要はありません。** (2) **認定申請**  「**経営力向上計画 認定申請書**」に、「**証明書**」のコピーを添付、🡺業種毎の主管省庁窓口へ提出。 ●建設業、測量業(=技術サービス業) 🡺 **国交省 各地方整備局**  ●土地家屋調査士(=専門サービス業)🡺 **法務省 民事局 第二課** **司法書士・土地家屋調査士 係** 事業分野と提出先リスト (全ての業種が網羅されてはいません。)  事業分野、申請書の宛名、担当窓口、住所、問い合わせTEL が確認できます。<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190917jiigyouteisyutu.xlsx> |
|  | 主管省庁 |  | 申請を審査(約１か月かかる)後、**「認定書」**を発行、ユーザーへ送付。 |
| **➆** | ユーザー |  | **「認定書」**を受領。 **設備を購入**(**＝納品**を受ける)。 |

**＜具体的な 手続き方法＞ ＊各リンクも参照して下さい。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **⑧** | ユーザー**税務申告** |  | **会社の決算後、**➂「証明書」、➄「申請書」、⑥「認定書」の各コピーを添付して**税務申告**し、優遇措置を受ける。 |

**＜申請のタイミングに関する注意＞**

＊経営力向上計画の認定を受けてから、実際に設備を取得する（＝納品される）ことが原則ですが、**設備を先に取得してから、認定を申請することも認められます。** 但し、この場合、

**● 取得後60日以内に**「経営力向上計画」を提出申請**(＝受理)される**必要があります。

＊又、申請して担当省庁から「認定書」が発行される迄、**標準で約1か月かかる**とされています。

このため、年度末など、タイミングによっては、税務申告する迄にこの「認定書」が入手できない状況も考えられます。

余裕を持って、手続きを進めて下さい。

[🡺参照：「中小企業等経営強化法に基づく 支援措置活用の手引き」(R1/7/16版) ８頁](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190716zeiseikinyu.pdf)

**＜証明書発行に要する期間/料金＞**

* + - * 1. 証明書発行依頼から手元に届くまで、原則２～３週間かかる見込みです。
				2. 証明書発行には手数料がかかります。 料金は依頼時に、メーカーにお問合せ下さい。

**＜補 足＞**

 「証明書」は 1件毎の設備投資(購入)に対して **原本1通**が発行されます。

1. これからコピーを取り、「認定申請書」に添付して認定申請します。

後の、税務申告する際にも、「認定申請書」、「認定書」、「証明書」、それぞれのコピーを添付します。

2) 計画書中に、同じ製品を同じ年度(1月～12月のカレンダーイヤー)内に、同時に、或いは異なる時期

に複数台購入する計画を記載している場合でも、証明書のコピーを1通添付すれば良いです。

又、例えば1台は今年度、2台目は翌年度に購入するように、年度の異なるタイミングでの購入を計画

する場合でも、計画書には、1台目の購入(予定)時期が記載された証明書のコピーだけを添付すれば

良いです。(中小企業庁に確認済です。)

但し、2年目の税務申告をする際には、その年を購入(予定)時期として記した証明書を添付する必要

があります。 その購入予定時期を記したもう1通の別の証明書を添付する必要がありますので、発行を

依頼して下さい。🡺2019年内に、2020年に購入予定と記載した証明書を発行することもできます。

(発売後、6年以内（＝器具備品の場合）の購入が対象、という要件があり、その期間内に購入予定かを証明書上で確認するためです。)

3) 又、冒頭で説明したように、1件の購入案件に対し、この**「中小企業等経営強化法」** での認定申請に

加えて、**「生産性向上 特別措置法」**（＝固定資産税を”0”に減免）でも、個別に計画の認定申請

(「証明書」を添付）すれば、固定資産税の優遇措置も受けられます。

その場合でも、同じ製品で、同じ年度内の購入予定するのであれば、同じ証明書からのコピーを添付す

れば良いです。 （証明書はどちらの制度の認定申請にも添付できる **共通の書式**で発行されます。）

4) **「証明書」の原本は、常にユーザーが保管**して下さい。

**＜中小企業庁の情報-HPへのリンク＞**

1. 中小企業支援施策全般について [中小企業庁HP](http://www.chusho.meti.go.jp/)
2. 中小企業等経営強化法による支援全般について [経営サポート 「経営強化法による支援」](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html)
3. 向上計画書の作成方法、提出先など全般 [経営力向上計画 策定の手引き (R1/7/19更新)](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190719tebiki.pdf)

1. 税制措置・金融支援の活用の手引き 支援措置活用の手引き（R1/7/16[更新](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190716zeiseikinyu.pdf)）

➄ 事業分野と提出先リスト <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190917jiigyouteisyutu.xlsx>

⑥ Q&A集 [Q&A集 (中小企業経営強化税制、固定資産税特例 (R1/8/8更新)](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190808kyokaqanda.pdf)

**【本件に関する問い合わせ】**

 ●一般社団法人 日本測量機器工業会

 事務局 担当：黒澤、石井 Tel: 03-3431-5007